



各 位

平成 29 年 3 月 31 日

会社名 株式会社パレモ
代表者名 代表取締役社長 吉田 馨
(JASDAQ・コード番号：2778)
問合せ先 常務取締役管理担当 永井 隆司
TEL (0587)24-9771

**持株会社体制への移行に伴う準備会社の設立及び吸収分割契約締結並びに
定款の一部変更（商号変更及び事業目的の一部変更等）に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、当社 100%出資の株式会社パレモ分割準備会社（以下、「分割準備会社」といいます。）を本日付で設立し、平成 29 年 8 月 21 日（予定）を効力発生日として、当社のレディースアパレル及び雑貨の店舗小売事業並びに F C 事業（以下、「本件事業」といいます。）を、吸収分割の方法により（以下、「本件分割」といいます。）準備会社に承継させることにより、持株会社体制へ移行すること（以下、「本件」といいます。）を決議しましたので、お知らせいたします。

本件に伴い平成 29 年 8 月 21 日（予定）をもって、当社は「パレモ・ホールディングス株式会社」へ、分割準備会社は「株式会社パレモ」へ商号を変更し、パレモ・ホールディングス株式会社は、引き続き、グループ会社の経営管理を行なう持株会社として上場を維持する予定です。なお、かかる商号変更を含む定款一部変更につきましては、平成 29 年 5 月 18 日開催予定の当社定時株主総会において承認されることを条件に実施いたします。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の目的

当社が属する専門店業界は、少子高齢化で国内市場の拡大が見込めない中、商業施設や専門店間で顧客の争奪が一層激しさを増し、優勝劣敗がより鮮明となってきました。

また、円安による商品調達コスト上昇の影響に加え、人員不足の深刻化により採用コストや人件費の上昇など、厳しい環境が続いております。

このような状況下において、今後さらに加速する経済環境の変化に適応するため、迅速な改革を可能とし、経営資源の最適な配分を行い効率的な経営管理を行なうべく、持株会社体制に移行することとしました。このたび、当社が持株会社体制へ移行する目的は以下の通りです。

(1) 経営効率の向上

当社が当社グループの戦略の立案、経営管理及びリスク管理を担い、事業子会社が事業推進に特化することで、当社グループの経営効率の向上を実現いたします。また間接部門を集約し、業務の効率化また専門機能の高度化を図ってまいります。

(2) 変化への対応力の強化

事業環境及び競争状況の変化に対応した、迅速な意思決定及び事業構造の再構築に柔軟な対応が可能となるものと考えております。

(3) 次世代リーダーの育成

事業会社においては積極的に次世代の経営を担う人材を登用し、人材育成に取り組んでまいります。

2. 持株会社体制への移行の要旨

(1) 分割の日程

分割準備会社の設立	平成 29 年 3 月 31 日 (金)
吸収分割契約締結承認取締役会	平成 29 年 3 月 31 日 (金)
吸収分割契約締結日	平成 29 年 3 月 31 日 (金)
株主総会承認日 (分割会社、承継会社)	平成 29 年 5 月 18 日 (木) (予定)
吸収分割効力発生日	平成 29 年 8 月 21 日 (月) (予定)

(2) 分割の方式

当社を分割会社とし、本日付で新たに設立する完全子会社である分割準備会社を吸収分割承継会社 (以下、「承継会社」とします。) とする吸収分割により行います。

(3) 分割に係る割当の内容

本件分割は、完全親子会社間において行われるため、本件分割に際して株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

(4) 分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 分割により増減する資本金

本件分割は、無対価による吸収分割のため、本件分割に基づく当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

本件により、承継会社が当社から承継する権利義務は、本件事業に関する権利義務のうち本件分割に係る吸収分割契約書に定めるものとします。

なお、承継会社が承継する債務については、当社による併存的債務引受の方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

吸収分割の効力発生日後において、分割準備会社が負担すべき債務については履行の見込みに変化はないものと判断しております。

3. 本件分割の当事会社の概要

	当社 平成 29 年 2 月 20 日現在	承継会社 平成 29 年 3 月 31 日設立時点
(1)名称	株式会社パレモ	株式会社パレモ分割準備会社
(2)所在地	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地
(3)代表者役職・氏名	代表取締役社長 吉田 馨	代表取締役 吉田 馨
(4)事業内容	店舗小売事業（レディースアパレル及び雑貨）及びFC事業	店舗小売事業（レディースアパレル及び雑貨）及びFC事業
(5)資本金	1,229,250 千円	10,000 千円
(6)設立年月日	昭和 59 年 2 月 22 日	平成 29 年 3 月 31 日
(7)発行済株式数	12,051,384 株	200 株
(8)決算期	2 月 20 日	2 月 20 日
(9)従業員数	1,840 名(平成 29 年 2 月 20 日時点)	0 名 (平成 29 年 3 月 31 日時点)
(9)大株主および持株比率	1. エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合 エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社 62.2% 2. 岩間公一 4.9% 3. 株式会社 SBI 証券 4.6% 4. パレモ従業員持株会 1.7% 5. 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 1.1%	株式会社パレモ 100%
(10)当事会社間の関係等	当社が承継会社の発行済株式の 100%を保有しております。また当社は、承継会社に取り締役を派遣しております。 尚、承継会社は営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。	
(10)直近の経営成績及財政状態	株式会社パレモ (平成 29 年 2 月期)	株式会社パレモ分割準備会社 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
純資産額(千円)	2,076,998	10,000
総資産(千円)	10,984,139	10,000
1 株当たり純資産(円)	172.46	50,000.00
売上高(千円)	24,693,436	
営業利益(千円)	627,778	
当期純利益(千円)	324,320	
1 株当たり当期純利益(千円)	26.93	
1 株当たり配当金(円)	0.00	

- (注) 1. 当社は平成 29 年 8 月 21 日付で、「パレモ・ホールディングス株式会社」に商号変更予定です。
 (注) 2. 承継会社は、平成 29 年 8 月 21 日付で、「株式会社パレモ」に商号変更予定です。
 (注) 3. 承継会社におきましては、直前事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみを表記しております。

4. 分割する事業部門の概要

- (1) 分割する部門の事業内容
 アパレル事業及び雑貨事業

- (2) 分割する部門の経営成績（平成 29 年 2 月 20 日現在）

	分割する部門の実績(a)	当社単体の実績(b)	比率(a÷b)
売上高	24,693,436 千円	24,693,436 千円	100.0%

- (3) 分割する資産、負債の項目及び金額

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	2,562,147 千円	流動負債	2,562,147 千円
固定資産	－千円	固定負債	－千円
合計	2,562,147 千円	合計	2,562,147 千円

(注) 1. 上記金額は平成 29 年 2 月 20 日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

5. 本件分割後の当社及び承継会社の状況

	分割会社	承継会社
(1)名称	パレモ・ホールディングス株式会社(平成 29 年 8 月 21 日付で「株式会社パレモ」より商号変更予定)	株式会社パレモ(平成 29 年 8 月 21 日付で「株式会社パレモ分割準備会社」より商号変更予定)
(2)所在地	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地
(3)代表者役職・氏名	代表取締役社長 吉田 馨	代表取締役 吉田 馨
(4)事業内容	事業子会社の経営管理等	店舗小売事業(レディースアパレル及び雑貨)及びFC事業
(5)資本金	1,229,250 千円	10,000 千円
(6)設立年月日	昭和 59 年 2 月 22 日	平成 29 年 3 月 31 日
(7)発行済株式数	12,051,384 株	200 株
(8)決算期	2 月 20 日	2 月 20 日

(注) 1. 分割会社は、平成 29 年 5 月 18 日開催予定の定時株主総会において議案「資本金及び資本準備金の額の減少の件」および「剰余金の処分の件」を提出しております。当該株主総会において同議案が承認された場合には、資本金は 100,000 千円、資本準備金は 100,000 千円となる予定です。

6. 本件後の業績見通し

本件分割は、当社 100%子会社への吸収分割であり、本件分割が直接当社の連結業績に与える影響は軽微であります。尚、分割後の連結業績予想につきましては、以下のとおりであります。

(ご参考)

平成 30 年 2 月期の連結業績予想（平成 29 年 2 月 21 日～平成 30 年 2 月 20 日）

(%表示は、対前期)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属 する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通 期	22,400	-	700	-	710	-	520	-	43.18

II. 定款の変更

(1) 定款変更の目的

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を「パレモ・ホールディングス株式会社」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。なお、定款の変更は定時株主総会において本件が承認されることおよび本件の効力が発生することを条件としております。

(2) 定款変更の内容

現行定款	変更案
第一章 総 則	第一章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 1. 当社は、 <u>株式会社パレモ</u> と称する。 2. 英文では、 <u>PALEMO CO., LTD.</u> と表示する。	第1条 1. 当社は、 <u>パレモ・ホールディングス株式会社</u> と称する。 2. 英文では、 <u>PALEMO HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。
(事業の目的)	(事業の目的)
第2条 当社は、 <u>次の事業を営むことを目的とする。</u>	第2条 当社は、 <u>次の各号に掲げる事業を営む会社およびこれに相当する外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</u>
(1) 既製服および生地・装身具の製造、加工および販売 (2) 貴金属・宝石・服飾雑貨品・美術工芸品・インテリア用品・日用品雑貨・事務用機器・衣料品・スポーツ用品・時計の販売 (3) 履物・かばん類・用品雑貨・園芸用品・手芸用品の販売 (4) 食料品・酒類の販売 (5) 家庭用電機製品・寝装具・家具・眼鏡品・文房具・玩具・包装用品の販売 (6) 化粧品・医薬品・医薬部外品の販売 (7) 出版物・書籍の発行および販売	(1) 既製服および生地・装身具の製造、加工および販売 (2) 貴金属・宝石・服飾雑貨品・美術工芸品・インテリア用品・日用品雑貨・事務用機器・衣料品・スポーツ用品・時計の販売 (3) 履物・かばん類・用品雑貨・園芸用品・手芸用品の販売 (4) 食料品・酒類の販売 (5) 家庭用電機製品・寝装具・家具・眼鏡品・文房具・玩具・包装用品の販売 (6) 化粧品・医薬品・医薬部外品の販売 (7) 出版物・書籍の発行および販売

<p>(8) 前各号の商品の卸売りならびに 輸出入業</p> <p>(9) 古物の販売</p> <p>(10) 喫茶店・飲食店・理容店・美容 室・遊技場・スポーツ施設・文化 教室の経営</p> <p>(11) 不動産・建物附属設備の賃貸お よび什器備品等の貸付けならび に不動産賃貸借の仲介業務</p> <p>(12) 経営指導業務および情報提供サ ービス業務</p> <p>(13) 旅行斡旋業務</p> <p>(14) 損害保険代理店業ならびに生命 保険の募集に関する業務</p> <p>(15) 荷造り梱包業、荷役配送業</p> <p>(16) 写真撮影機器・映像撮影機器な らびにそれらに付帯する設備の 設置、賃貸</p> <p>(17) 電気通信事業法に基づく通信回 線利用加入者の募集およびその 利用権の販売促進に関する代理 店業務</p> <p>(18) 通信販売業務</p> <p>(19) インターネットを利用した通信 販売業務 (新設)</p> <p><u>(20) インターネットによる情報提供 業務</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(8) 前各号の商品の卸売りならびに 輸出入業</p> <p>(9) 古物の販売</p> <p>(10) 喫茶店・飲食店・理容店・美容 室・遊技場・スポーツ施設・文化 教室の経営</p> <p>(11) 不動産・建物附属設備の賃貸お よび什器備品等の貸付けならび に不動産の賃貸借の仲介業務</p> <p>(12) 経営指導業務および情報提供サ ービス業務</p> <p>(13) 旅行斡旋業務</p> <p>(14) 損害保険代理店業ならびに生命 保険の募集に関する業務</p> <p>(15) 荷造り梱包業、荷役配送業</p> <p>(16) 写真撮影機器・映像撮影機器な らびにそれらに付帯する設備の設 置、賃貸</p> <p>(17) 電気通信事業法に基づく通信回 線利用加入者の募集およびその 利用権の販売促進に関する代理 店業務</p> <p>(18) 通信販売業務</p> <p>(19) インターネットを利用した通信 販売業務</p> <p><u>(20) 前第 18 号および第 19 号に付帯 する一切の業務の受託およびそ れら商品の梱包、配送に関する 業務</u></p> <p><u>(21) インターネットによる情報提供 業務</u></p> <p><u>(22) 値札の印刷ならびに販売および 値札用紙の販売</u></p> <p><u>(23) 納品書、荷物ステッカー、タグピ ン等、受発注、配送に関する用 品の販売</u></p> <p><u>(24) 印刷機械、通信機械およびコン</u></p>
--	--

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(21)前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(新設)</p> <p>第3条～第13条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><u>ピユータのリース</u></p> <p><u>(25)商品梱包業務</u></p> <p><u>(26)備品等の保管、管理ならびに配分に関する業務</u></p> <p><u>(27)社内便の運行に関する業務</u></p> <p><u>(28)貿易に関する業務</u></p> <p><u>(29)商品の値札、品質表示札、ネーム等の取り付け作業</u></p> <p><u>(30)店舗内装用資材の販売</u></p> <p><u>(31)照明、電飾用資材の販売</u></p> <p><u>(32)土木、建築工事の設計、施工、請負</u></p> <p><u>(33)建築資材の販売</u></p> <p><u>(34)宅地建物取引業</u></p> <p><u>(35)産業廃棄物の収集、運搬および処理業</u></p> <p><u>(36)商標権、意匠権、著作権等の知的財産権の取得、保有、運用、管理</u></p> <p><u>(37)有価証券の運用および保有</u></p> <p><u>(38)前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p><u>2. 当社は、前項各号に定める事業およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p>第3条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
---	--

<p>第 15 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 15 条～第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第 26 条～第 32 条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 26 条～第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第 34 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 34 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条、第 2 条および第 14 条の規定の変更は、平成 29 年 8 月 21 日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生後、これを削除する。</u></p>

(3) 定款変更の日程

取締役会決議

平成 29 年 3 月 31 日

定款変更承認定時株主総会

平成 29 年 5 月 18 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 29 年 8 月 21 日 (予定)

以 上